

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

〒 530-8304

おおさかしきたくちやまち

大阪市北区茶屋町17番1号

かぶしがいしまいにちほうそう

株式会社 毎日放送

だひひょうとりしまりやくしゃちょう

かわうち かずとも

代表取締役社長

河内 一友

「携帯向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見の要旨

- 1) 基本的に報告書(案)には賛成である。但し、制度整備にあたっては放送サービスメディアとしての公共性、信頼性を尊重した制度整備を行っていただきたい。
- 2) 「地方ブロック向け放送」における世帯カバー率、受信端末普及のための施策については、着実な普及を目指すためにも、ブロックごとの市場性を考慮した目標設定を要望します。
- 3) 「地方ブロック向け放送」は、参入希望の申請があったブロックより、順次処理していただく事を要望します。
- 4) ハード事業者が直接的な編成権を保有することの無いような制度整備を要望します。
- 5) マルチメディア放送全体の技術方式はISDB-Tで統一されることが受信端末の普及等にとって、極めて重要な要素と考える。
- 6) 東京、大阪で行われているデジタルラジオの実用化試験放送から速やかに地方ブロック向けデジタル放送に移行出来るような配慮をお願いしたい。

別紙

| 頁 | 行 | 意見の対象となる該当箇所 | 意見のポイント |
|-----------|--|---|---|
| 全体に関する意見 | | | <p>報告書（案）に対して、地方ブロック向けデジタルラジオ放送に参入を希望する弊社としては基本的に賛成である。地上放送である「マルチメディア放送」はあくまでも放送メディアとしての公共性が求められ、すべての国民に対する信頼性を確保するとともに、無料、または安価なサービスが享受されることを前提として検討していただきたい。特にラジオ放送は、これまで国民の安心安全を守るメディアとして絶大な信頼性を確保してきており、デジタルラジオも地域に根差した放送として、災害時等は報道機関としての公共的役割も期待されていると考える。今後、制度整備にあたっては、国民に信頼されるメディアという観点からの検討を望みます。</p> |
| 14 頁 | <p>図表「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」 3 行～7 行</p> | <p>全国をどのように分割して定めるについては・・・</p> | <p>参入希望事業者の意見を聞きつつも、放送サービスの対象エリアについては、国としての例示を行っていただきたい。</p> |
| 16 頁～17 頁 | <p>下から 1 行目以降</p> | <p>「開始 5 年後の 90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等・・・</p> | <p>短期間での普及計画は、参入希望者に対し膨大な資金を強要することになり、これは受信者への負担を求める事も想定され、かえって普及を阻害する要因となりかねない。放送事業は資金のみで醸成されるものではなく、「地方向けブロック放送」においては、着実な全国普及を目指すためにも、ブロックごとの市場性を考慮した上での目標設定を要望します。</p> |

| | | | |
|---------------|----------------|---|---|
| 23 頁ー 24 頁 | 下から 2 行目以 降 | (2)「地方ブロック向け放送」の扱い | 「地方ブロック向け放送」の周波数割当てについては、各地方ブロック間の混信等が発生しないように、全国で複数のチャンネルが必要であり、全国全てのブロックを考慮した割当ての調整が必要となる。従って、円滑な置局作業を実現するためにも、国が各ブロック間の調整を行うことを要望します。また「地方ブロック向け放送」の割り当てについては、各ブロックの市場性、事業計画等を考慮しながら、参入申請があったブロックから順次処理していくこと要望します。 |
| 30 頁 | 11 行ー | このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離の制度」の活用を可能とすることが考えられる。 | 地上放送においては、ハード・ソフト一致の事業形態が望ましい。しかし、電波の有効利用の観点から、連結送信を前提とすれば、ブロックごとに一のハード事業者と複数のソフト事業者になると思われるので、柔軟性を持って構成できる分離の制度は検討に値すると考えます。但し、ソフト事業者個々の編成権確保の観点から、ハード事業者はソフト事業に参入を希望する者が出資して設立することが前提と想定しており、制度整備においても柔軟な分離制度の導入を要望します。 |
| 30 頁 | 20 行 | ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように・・・ | 前述のようにソフト事業者個々の編成権確保の観点から、ハード事業者はソフト事業者の出資が前提と考えており、ハード事業者がソフト事業者となれる優先権は必要としないのではないかと考えます。ハード事業者が直接的な編成権を保有することのないような制度整備を要望します。 |

| | | | |
|------|--------|--|--|
| 30 頁 | 25 行ー | エ NHKのノウハウの活用 | 地方ブロック向け放送にとって、NHKのノウハウの活用は必要であり、今後NHKの希望があれば、この事業に参画可能となるよう、前向きな検討を要望します。 |
| 33 頁 | 12 行ー | この点、従来から地上放送の重要な役割とされている災害時の放送については・・・ | ブロック免許が前提ではあるが、県域放送を希望する事業者の扱いについては、今後の制度整備で十分検討して頂きたい。特に、地域放送に対しては、細分化されたより極め細かな情報提供が求められており、我々既存放送事業者も、この新免許を機会に実現すべく努力する。 |
| 34 頁 | 5 行ー | イ サイマル放送の扱い | 全ての放送がデジタル化される中、ラジオのデジタル化への道筋が示されたものと期待しています。アナログラジオにおいては、都市部における難聴取など、今後益々聴取環境が悪化するなか、聴取者保護の観点からも、ブロックごとの状況に合わせたアナログラジオのサイマル放送実施が行われるよう要望します。 |
| 41 頁 | 11 行以降 | 国内規格統一の可否 | マルチメディア放送が一刻も早く普及するためには、廉価な端末の実現と、共用端末の普及が不可欠である。そのためにも「全国向けマルチメディア放送」と「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は共に、既存の「ワンセグ」との親和性も考慮し、日本の優れた技術方式であるISDB-Tで統一されることが望ましいと考えます。特に地方ブロック向け放送に割当てられるV-Lowは帯域が逼迫しており1セグメント単位で放送出来るISDB-T方式が最適と考えます。 |

| | | | |
|-----|--|-----------------------------|--|
| その他 | | DRPのデジタルラジオ実用化試験放送からの移行について | V-Low帯での本放送開始にあたっては、現在、東京・大阪においてVHF7chで行っているデジタルラジオ実用化試験放送のユーザーの混乱を招くことなく、速やかに移行できるように制度整備、周波数利用計画の策定を行っていただくことを要望します。 |
| その他 | | STL、TTL周波数の確保 | 置局計画を策定するにあたって、必要となる送り回線のための周波数確保について検討をお願いします。 |